

令和 8 年度版 津高等技術学校

学校案内パンフレット等作成及び発送業務委託

企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

三重県内及び隣接する県に在住の 36 歳未満の者を対象に、津高等技術学校についての認知度が高まり、興味を惹くようなパンフレット等を製作することにより、津高等技術学校の特色や訓練内容を魅力的・効果的に発信し、入校希望者増加につなげることを目的とします。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 令和 8 年度版 津高等技術学校
学校案内パンフレット等作成及び発送業務委託
- (2) 委託期間 契約日から令和 8 年 3 月 25 日（水）まで
- (3) 業務内容 別添「令和 8 年度版 津高等技術学校 学校案内パンフレット等作成及び発送業務委託仕様書」のとおり

3 委託上限額

1, 100, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 過去にパンフレット等作成業務を請け負った実績があるなど、十分な業務遂行能力を有する者であること。
- (7) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

5 スケジュール

(1) 企画提案への参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、別添「参加申込書」(様式1)を提出してください。

なお、企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、別添「委任状」(様式2)を添付してください。

ア 提出方法

持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください。

※郵送の場合は、提出期限までに必ず電話にて到着を確認してください。

イ 提出先

〒514-0817 三重県津市高茶屋小森町 1176-2

三重県立津高等技術学校 担当 平賀、阪

TEL : 059-234-2839 E-MAIL : contact@tsukougi.ac.jp

ウ 提出期限

令和7年10月22日(水) 17時まで(必着)

(2) 企画提案コンペに関する質問書の提出及び回答

ア 質問の受付期間

質問書(様式3)により、令和7年10月16日(木)15時までに津高等技術学校に電子メールで提出してください。

なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

イ 質問の内容

質問は、原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることができません。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する内容
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年10月20日(月)17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

(3) 企画提案参加希望者の資格審査及び結果通知

ア 企画提案参加希望者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書(様式1)」等及び4(1)(2)について、資格審査を行います。

イ 資格審査の結果は、令和7年11月7日(金)17時までにすべての参加意思表示者に対して電子メールにより通知します。

(4) 企画提案書等の提出

上記(3)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

企画提案書等については、次のとおり提出してください。

ア 企画提案書提出書（様式４） １部

社印及び代表者印を押印してください。

イ パンフレット企画・デザイン案 ６部（正１部、写し５部）

企画案は１案のみとします。（複数案の提出は不可）

成果品を具体的にイメージできるように、パンフレット見本の形（規格を満たすこと）で提出してください。製本は不要です。また、ポスター及びチラシの企画・デザイン案の提出も不要です。

ウ 経費見積書 ６部（正１部、写し５部）

様式は特に定めません。

経費の内訳及び合計額を、消費税及び地方消費税抜きの金額（免税業者にあつては、契約希望額に１１０分の１００を掛けた額）で記載してください。

契約金額は、見積書に記載された金額の１００分の１１０に相当する額（１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）とします。

なお、見積書のあて先は、「三重県立津高等技術学校長」としてください。

（５）提出方法

持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください。

※郵送の場合は、提出期限までに必ず電話にて到着を確認してください。

ア 提出先

〒514-0817 三重県津市高茶屋小森町 1176-2

三重県立津高等技術学校 担当 平賀、阪

TEL : 059-234-2839 E-MAIL : contact@tsukougi.ac.jp

イ 提出期限

令和７年１１月１７日（月） １７時まで（必着）

（６）企画提案書の審査

提出された企画提案書について、書類審査を行い最優秀提案者を選定し、その結果を令和７年１１月２５日（火）１７時までに各提案者に通知します。

※プレゼンテーションは実施しません。

（７）評価項目

審査に当たっては、次の項目について、評価を行います。なお、項目イ、ウについては、配点を２倍とします。

ア 製作意図に合致し、事業効果が期待できるか。

イ キャッチコピーは的確か。（比重配点×２）

ウ 興味を惹くデザインであるか、印象はどうか。（比重配点×２）

エ 見やすく、読みやすいものとなっているか。

オ 経費の妥当性は適切か。

（８）最優秀提案者に提出を求める資料の内容

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額のない証明）（有料）」（所管税務署が過去６月以内に発行したもの）の写し（提示可）

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 ヶ月前以内に発行したもの（無料））の写し（提示可）

ウ 過去 3 年間の間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す契約実績証明書（様式 5）

※契約保証金の免除を判断するために、提出いただきます。

※ 4（3）、（4）及び（5）を満たさなかった場合は、最優秀提案者の権利が次点以下の者に移ります。

（9）契約の締結

最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、契約を締結します。

6 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- （1）企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- （2）提案者が本企画提案コンペに対して 2 以上の提案をしたとき。
- （3）提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- （4）参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- （5）提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- （6）その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約方法

- （1）契約条項は、別途締結する契約書のとおりとします。
- （2）契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項）の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、厚生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- （3）契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額（1 円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

9 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

10 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除等

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札者資格停止要綱」（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって、暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じます。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとします。

14 その他

- (1) 企画提案に必要な経費については、各提案者の負担とします。
- (2) 企画提案されたものは、経費見積書の中ですべて実現できるものと判断します。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しません。
- (4) 提出されたすべての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 選考経過は公表しません。

- (6) 審査結果についての異議申立は受け付けません。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。
- (8) 企画提案の内容は、受託者選定を目的としたものであり、当該企画提案の一部について変更する場合があります。

1 5 連絡先

〒514-0817

三重県津市高茶屋小森町1176-2

三重県立津高等技術学校 担当 平賀、阪

電 話：059-234-2839

F A X：059-234-3668

E-mail：contact@tsukougi.ac.jp

参考：「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」（三重県）、
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（国）

三重県ホームページ

<https://www.pef.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/>